|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** |  |  |
|  | **商品のしくみ** |
|  |  |

**▌ご要望に応じて付加できる特約一覧**

* この商品は、がんをはじめとする３大疾病または特定８疾病による所定の治療等を一生涯にわたって一時金で保障する商品です。
* 各種特約の付加により、保障内容を充実させることができます。

**一生涯保障**

あ

**一生涯保障**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
| **【主契約】**  **特定疾病**  **一時給付保険**  **（無解約払戻金型）**  **（20）** |  | **特定疾病**  **一時給付金** | **保障範囲の型**  **特定８疾病・臓器移植Ⅱ型**  **特定８疾病・臓器移植Ⅰ型**  **3大疾病Ⅱ型**  **３大疾病Ⅰ型** | **給付金額の型**  **同額型**  **初回２倍型** |
|  |
|  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| **がん一時給付特約** |  | **がん一時給付金** |
|  |  |  |
|  |  |  |
| **先進医療特約** |  | **先進医療給付金** |
|  |  |  |
|  |  |  |
| **抗がん剤・ホルモン剤 治療特約** |  | **抗がん剤・ホルモン剤治療給付金** |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **特定疾病保険料**  **払込免除特約** |  | **保険料の**  **払込みの免除** | **保障範囲の型**  **３大疾病Ⅰ型**  **３大疾病Ⅱ型**  **特定８疾病・臓器移植Ⅰ型**  **特定８疾病・臓器移植Ⅱ型** |

**主契約の保険料  
払込期間満了まで**

※保障範囲の型や特約の組合せ等については所定の制限があります。

※申込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込回数、保険料等については申込書（情報端末上の申込画面を含みます。）の該当箇所を必ず確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **２** |  |  |
|  | **保障内容** |
|  |  |

* この商品で支払われる給付金は、次のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」（当冊子）を確認ください。**なお、特約については、ご契約に付加されている場合の取扱いとなります。
* 給付金のお支払いは、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **給付金名称** | **支払事由の概要** | | | **支払額** | **支払限度** |
| 特定疾病一時給付保険（無解約払戻金型）（　　）【主契約】 | **特定疾病**  **一時給付金** |  | ３大疾病Ⅰ型  ３大疾病Ⅱ型 | 初回  がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき  ２回目以後  がん(上皮内がんを含む）で1日以上の入院をされたとき | 初回  初回２倍型：  基準給付金額  ×２倍  同額型：  基準給付金額  ２回目以後  １回につき、  基準給付金額 | 支払回数無制限  （１年に１回） |
| 心疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき | 支払回数無制限  （１年に１回） |
| 脳血管疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき | 支払回数無制限  （１年に１回） |
| 特定８疾病・臓器移植Ⅰ型  特定８疾病・  臓器移植Ⅱ型 | | 肝硬変で１日以上の入院または通院をされたとき | 通算５回  （１年に１回） |
| 慢性膵炎で所定の手術を受けられたとき | 通算５回  （１年に１回） |
| 慢性腎不全で所定の人工透析療法を受けられたとき | 通算５回  （１年に１回） |
| 糖尿病で所定の事由に該当されたとき | 通算５回  （１年に１回） |
| 高血圧性疾患に関連する動脈疾患で所定の事由に該当されたとき | 通算５回  （１年に１回） |
| 所定の臓器移植を受けられたとき | 通算５回  （１年に１回） |
| がん一時  給付特約  20 | **がん一時**  **給付金** | 初回  がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき  ２回目以後  がん（上皮内がんを含む）で1日以上の入院をされたとき | | | １回につき、  給付金額 | 支払回数無制限  （１年に１回） |
| 先進医療  特約 | **先進医療**  **給付金** | 所定の先進医療による療養を受けられたとき | | | 先進医療にかかる  技術料と同額 | 通算2,000万円 |
| 抗がん剤・ホルモン剤  治療特約 | **抗がん剤・**  **ホルモン剤**  **治療給付金** | がん（上皮内がんを含む）を原因として、公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤・ホルモン剤による治療のための入院または通院をされたとき | | | １カ月につき、  給付金額 | 通算60カ月  （同一月に１回） |

* 保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **保険料の払込みの免除事由の概要** | | |
| 特定疾病保険料払込免除特約 |  | ３大疾病Ⅰ型  ３大疾病Ⅱ型 | がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき |
| 心疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき |
| 脳血管疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき |
| 特定８疾病・  臓器移植Ⅰ型  特定８疾病・  臓器移植Ⅱ型 | | 肝硬変で１日以上の入院または通院をされたとき |
| 慢性膵炎で所定の手術を受けられたとき |
| 慢性腎不全で所定の人工透析療法を受けられたとき |
| 糖尿病で所定の事由に該当されたとき |
| 高血圧性疾患に関連する動脈疾患で所定の事由に該当されたとき |
| 所定の臓器移植を受けられたとき |

* 特定疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、所定の高度障害状態または不慮の事故による所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

|  |
| --- |
| **保障内容に関してご留意いただきたい点** |

* 被保険者が死亡された場合、主契約・特約ともに消滅し、保障はなくなります。

また、この商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡されたときに解約払戻金がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金があります。

* 上記の他、主契約・特約について特にご留意いただきたい点は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **特定疾病一時給付保険（無解約払戻金型）（20）【主契約】について** |

* 特定疾病一時給付金は、保障範囲の型に応じて、次のいずれかの支払事由に該当したときにお支払いします。（Ⅰ型は「３大疾病Ⅰ型」「特定８疾病・臓器移植Ⅰ型」、Ⅱ型は「３大疾病Ⅱ型」「特定８疾病・臓器移植Ⅱ型」をいいます。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 疾病等の  種類 | 支払事由の概要 | | |
| 初回 | | ２回目以後  (疾病等の種類ごとに直前の  支払事由該当日の１年後の応当日以後） |
| がん  （上皮内がんを含む） | 責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します） | | 責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）の治療のため、１日以上の入院をされたとき |
| 心疾患 | Ⅰ型 | ①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき | |
| Ⅱ型 | ①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続５日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき | |
| 脳血管  疾患 | Ⅰ型 | ①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき | |
| Ⅱ型 | ①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続５日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき | |
| 肝硬変 | 所定の肝硬変と診断され、その治療のため、１日以上の入院または通院をされたとき | | |
| 慢性膵炎 | 所定の慢性膵炎と診断され、その治療のための手術を受けられたとき | | |
| 慢性  腎不全 | 所定の慢性腎不全と診断され、その治療のための永続的な人工透析療法を受けられたとき | | |
| 糖尿病 | ①所定の糖尿病と診断され、その治療のためのインスリン治療を継続１８０日以上受けられたとき | | ― |
| ②所定の糖尿病性網膜症の治療のための手術を受けられたとき  ③所定の糖尿病性壊疽の治療のための切断術を受けられたとき | | |
| 高血圧性疾患に関連する動脈疾患 | 高血圧性疾患を発病し、  ①所定の大動脈瘤等の治療のための手術を受けられたとき  ②所定の大動脈瘤等が破裂したと診断されたとき  ③所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けられたとき | | |
| 臓器移植 | 心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての所定の移植術を受けられたとき（被保険者が受容者の場合に限ります） | | |

* 所定のがん（上皮内がんを含む）による特定疾病一時給付金は、責任開始日から９０日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合にお支払いします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **がん一時給付特約について** |

* がん一時給付金は、次の支払事由に該当したときにお支払いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 支払事由の概要 | |
| 初回 | ２回目以後  （直前の支払事由該当日の１年後の応当日以後） |
| 責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します） | 責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）の治療のため、１日以上の入院をされたとき |

* がん一時給付金は、責任開始日から９０日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合にお支払いします。なお、責任開始時前または責任開始日から９０日以内に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、がん一時給付特約は無効となります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **先進医療特約について** |

* 療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
* 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症（対象となる疾患・症状等）が定められており、医療行為、医療機関および適応症等によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
* 先進医療給付金を支払限度までお支払いした場合には、先進医療特約は消滅します。
* 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **抗がん剤・ホルモン剤治療特約について** |

* 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、次の①および②をともに満たす場合にお支払いします。

①責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないこと

②責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）を原因として、公的医療保険制度

にもとづく医科（歯科）診療報酬点数表によって所定の抗がん剤・ホルモン剤にかかる薬剤料または

処方せん料が算定される入院または通院をされたこと

* 抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する入院または通院をされた日とします。
* 処方せん料が算定される通院をされた場合でも、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際に受けていないときは、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払対象となりません。
* 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、責任開始日から９０日経過後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）を原因とする場合にお支払いします。なお、責任開始時前または責任開始日から９０日以内に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、抗がん剤・ホルモン剤治療特約は無効となります。
* 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金を支払限度までお支払いした場合には、抗がん剤・ホルモン剤治療特約は消滅します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **特定疾病保険料払込免除特約について** |

* 保障範囲の型に応じて、次のいずれかの保険料の払込みの免除事由に該当したときに以後の保険料の払込みを免除します。（Ⅰ型は「３大疾病Ⅰ型」「特定８疾病・臓器移植Ⅰ型」、Ⅱ型は「３大疾病Ⅱ型」「特定８疾病・臓器移植Ⅱ型」をいいます。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 疾病等の  種類 | 保険料の払込みの免除事由の概要 | |
| がん  （上皮内がんを含む） | 責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき  （責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します） | |
| 心疾患 | Ⅰ型 | ①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき |
| Ⅱ型 | ①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続５日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき |
| 脳血管  疾患 | Ⅰ型 | ①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき |
| Ⅱ型 | ①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続５日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき |
| 肝硬変 | 所定の肝硬変と診断され、その治療のため、１日以上の入院または通院をされたとき | |
| 慢性膵炎 | 所定の慢性膵炎と診断され、その治療のための手術を受けられたとき | |
| 慢性  腎不全 | 所定の慢性腎不全と診断され、その治療のための永続的な人工透析療法を受けられたとき | |
| 糖尿病 | ①所定の糖尿病と診断され、その治療のためのインスリン治療を継続１８０日以上受けられたとき  ②所定の糖尿病性網膜症の治療のための手術を受けられたとき  ③所定の糖尿病性壊疽の治療のための切断術を受けられたとき | |
| 高血圧性疾患に関連する動脈疾患 | 高血圧性疾患を発病し、  ①所定の大動脈瘤等の治療のための手術を受けられたとき  ②所定の大動脈瘤等が破裂したと診断されたとき  ③所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けられたとき | |
| 臓器移植 | 心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての所定の移植術を受けられたとき（被保険者が受容者の場合に限ります） | |

* 所定のがん（上皮内がんを含む）による保険料の払込みの免除は、責任開始日から９０日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **３** |  |  |
|  | **保険期間・保険料等** |
|  |  |

* 保険期間は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主契約・特約** | | **保険期間** |
| 主契約 | | 終身 |
| 特約 | がん一時給付特約  先進医療特約  抗がん剤・ホルモン剤治療特約 | 終身 |
| 特定疾病保険料払込免除特約 | 主契約の保険料払込期間満了まで |

* 保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は、それぞれ次のいずれかからお選びいただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保険料払込期間** | **保険料払込回数** | **保険料払込経路** |
| ・終身  ・有期 | ・月払（年１２回払込み）  ・年払（年１回払込み） | ・口座振替扱  ・クレジットカード扱 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **４** |  |  |
|  | **解約払戻金** |
|  |  |

* 主契約については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。

主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の基準給付金額の１０％の解約払戻金があります。

* 特約は、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **５** |  |  |
|  | **契約者配当金** |
|  |  |

* この商品に、契約者配当金はありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **６** |  |  |
|  | **その他の注意事項** |
|  |  |

* 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
* ご契約後に、給付金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した型の変更をすることはできません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **７** |  |  |
|  | **引受保険会社** |
|  |  |

* 引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社（日本生命グループ）です。
* 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターに連絡ください。

|  |
| --- |
| はなさく生命お客様コンタクトセンター  ０１２０－８７３９－１７（通話料無料）  受付時間　月～土曜日　９：００～１８：００  （祝日、１２／３１～１／３を除く）  はなさく生命ホームページ：　https://www.life8739.co.jp/ |